

コメント管理表

資料2

件名:大飯発電所1号炉および2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請について

2020.07.31 R0

コメントリスト						回答日	対応状況	備考欄
No	日付	分類	NRAコメント	回答方針	説明資料名			
1	6/15	汚染の形態	東京電力福島原子力原子力発電所の事故に伴うフォールアウトについて、周辺の環境測定結果を踏まえて説明すること。	放射能濃度確認対象物は2005年度に解体した後、容器に封入し、廃棄物庫に保管廃棄されていることから、フォールアウトの影響は考慮する必要はない。 また、2012年3月に発電所構内の複数個所の測定を行った結果、理論検出限界係数値未満であった。	資料3-① コメント回答資料(東京電力福島原子力発電所の事故に伴うフォールアウトの影響について)	7/31		
2	6/15	汚染の形態	放射化汚染が無いことを説明すること。	コメントNo.11と同様	コメントNo.11と同様	7/31		
3	6/15	評価対象核種の選定	評価対象核種の選定において、幅広く核種選定が行われていることを説明すること。	コメントNo.10と同様	コメントNo.10と同様	7/31		
4	6/15	測定装置	相対拡張不確かさをCo-60のクリアランスレベルで除して算出しているが、その評価が過小評価になっていないことを説明すること。	コメントNo.14と同様	(次回説明予定)			
5	6/15	測定装置	相対誤差r2を□としている理由について説明すること。	トレイ型専用測定装置における放射能換算係数は、最も感度が低い場所に放射能を配置したモデル計算値で設定した安全率を含めることによつて、標準線源を用いた模擬対象物の設定値より放射能を大きめに評価するよう設定しているため、□としている。	(次回説明予定)			
6	6/15	測定装置	測定装置の具体的なステップについて説明すること。	コメントNo.12と同様	(次回説明予定)			
7	6/15	現場管理	測定装置の設置場所について説明すること。	コメントNo.16と同様	コメントNo.16と同様	7/31		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。

8	6/15	測定装置	クリアランス審査基準(3.4(1)ロ)に該当する申請書の箇所について説明すること。	コメントNo.15と同様	(次回説明予定)			
9	6/26	全般	審査基準の要求事項に対する結果のみの記載が多数あり、その結果を導出した根拠や過程が記載されておらず、妥当性を判断できない箇所が多数ある。審査基準の要求事項に対して、申請書の内容が網羅されていない。	結果導出の過程、根拠等を詳細に説明する。	資料3-①,②,③,④ コメント回答資料	一部 7/31		
10	6/26	評価対象核種の選定	評価に用いる放射性物質の種類に関してプラントの運転状況を踏まえて、二次的な汚染の履歴や機構、計算に用いたパラメータ等、選定に至った理由を詳細に説明すること。	評価に使用する放射性物質の種類について、プラントの運転状況、パラメータ等も踏まえて説明する。	資料3-③ コメント回答資料(評価対象核種の選定について)	7/31		
11	6/26	汚染の形態	配管貫通部からのストリーミング等も考慮した放射化の影響を説明すること。	燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器から北東、北西の位置にあり、約15m離れており、運転中の中性子は外部遮蔽にて遮蔽されることからプラント運転中の中性子による放射化の影響はない。燃料取替用水タンクの設置位置で、中性子による線量率は6.25 $\mu$ Sv/h以下となることを確認(管理区域の外側で1.3mSv/3月)していることから、中性子による放射化の影響を考慮する必要はない。	資料3-② コメント回答資料(放射化汚染について)	7/31		
12	6/26	測定装置	放射能濃度確認対象物の具体的な測定方法、測定データの計算過程、パラメータ、不確かさの値や処理の詳細を説明すること。	放射能濃度確認対象物の具体的な測定方法、測定データの計算過程、パラメータ、不確かさの値やデータ処理方法について資料を用いて詳細に説明する。	(次回説明予定)			
13	6/26	測定装置	放射能測定装置以外の標準不確かさの具体的な値、それらを統合した拡張不確かさの算出過程の詳細を説明すること。	標準不確かさの値、拡張不確かさの算出過程等を説明する。	(次回説明予定)			
14	6/26	測定装置	相対拡張不確かさを算出する際に、放射能濃度設定値(クリアランスレベル)を使用しているが、その妥当性、理由を説明すること。	各標準不確かさを基に算出した拡張不確かさの単位はBq/gであり、これを規格化(%表示)にするために、クリアランスレベルで除して相対拡張不確かさを算出している。また、相対拡張不確かさの放射能濃度依存性を確認したところ、放射能濃度が変わるとなれば、標準不確かさが変動する(感度係数が変動)ことから、相対拡張不確かさの数値はほぼ変動しない。	(次回説明予定)			
15	6/26	測定装置	トレイ型専用測定装置の性能確認として、クリアランスレベル近傍のものを使用して測定した結果を示すこと。	クリアランスレベル近傍の模擬廃棄物の測定結果を踏まえ、模擬廃棄物と標準線源を用いて設定したCo-60放射能(設定値)と測定結果を比較し、測定結果が保守的に評価されていることを確認している。クリアランスレベル近傍の測定結果は別途お示しする。	(次回説明予定)			

16	6/26	現場管理	測定装置の設置場所について、B区域の中に追加的な汚染が生じないようにする対策の有効性を、設置場所のバックグラウンドも踏まえて説明すること。	汚染のおそれのある管理区域(保修点検建屋)内に鉄板等で区画分離したエリアを設け、施設管理を行う。測定装置の設置場所については、これに加え、エリア内を陽圧管理することで、汚染のおそれのある管理区域からの空気の流入を防止する。また、測定場所のバックグラウンドは概ね□以下である。	資料3-④ コメント回答資料(トレイ型専用測定装置の設置場所について)	7/31		
----	------	------	---	---	-------------------------------------	------	--	--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することは出来ません。